

○国立大学法人埼玉大学学長選考・監察会議規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 103号

改正 平成17.10.28 17規則17 平成27. 1.15 26規則139
令和4. 3.17 3規則44 令和6. 6.27 6規則8

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第21条第2項の規定に基づき、学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 選考・監察会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 経営協議会の学外委員のうち経営協議会により選出された5人
- (2) 教育研究評議会から選出された委員5人

2 前項第2号の委員選出にあたっては、学長を含めないものとする。

(職務及び権限)

第3条 選考・監察会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長候補者の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業績評価に関する事項
- (4) 学長の解任に関する事項
- (5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条第4項に規定する大学総括理事に関する事項
- (6) その他学長選考・監察会議に関し必要な事項

2 学長候補者の選考方法、学長の任期、学長の業績評価及び学長の解任に関する事項については、選考・監察会議の議を経て別に定める。

3 選考・監察会議は、監事から学長の不正行為等について報告を受けたとき又は学長がその解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

4 選考・監察会議は、学長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、別に定めるところにより、その業務の執行状況について恒常的な確認を行うものとする。

(選考・監察会議)

第4条 選考・監察会議に議長を置き、第2条第1項各号に掲げる委員の中から互選により議長を選出する。ただし、議長に事故あるときは、議長からあらかじめ指名された委員がその職務を代行する。

2 議長は、選考・監察会議を主宰する。

3 選考・監察会議は、議長又は委員の半数以上が必要と認めたときに議長が招集する。

4 選考・監察会議は、委員の4分の3以上の出席がなければ、選考・監察会議を開くことはできない。

5 選考・監察会議の議決は、国立大学法人埼玉大学学長選考・監察規則実施細則第15条第3項に規定する場合を除き、出席委員の過半数の賛成を得なければならないものとする。ただし、学長の解任に関する事項については、出席委員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(監事の陪席)

第5条 監事は、選考・監察会議に陪席し、必要に応じて意見を述べるができる。

(庶務)

第6条 選考・監察会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17.10.28 17規則17)

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成27. 1.15 26規則139)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則44)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6. 6.27 6規則8)

この規則は、令和6年6月27日から施行する。